

第6期支援金における主な変更点について

1 値引きは2か月にわたって実施（2回実施）

- ・令和8年10月及び11月検針分から各月最大900円の値引きを実施します。
※値引きのためのシステム改修や体制整備等が間に合わない場合に限り、11月及び12月検針分を値引き対象とすることができます。
- ・実績報告書の提出は月ごとに必要です。（2回の提出が必要です。）
値引きを実施した月の翌月10日までにご提出ください。
- ・値引確認書類の提出は1回きりです。2回の実績報告書を提出後、支援金センターから値引確認書類の提出指示を受け、ご提出ください。
- ・事務費の金額は、最も値引きが多かった月の件数に100円を掛けた額です。2か月の値引件数の合計ではありませんので、ご注意ください。

2 概算払精算書の提出方法について

- ・概算払精算書は、概算払を受けた事業者様のみ、提出する必要があります。
- ・前回（第5期）までは概算払を受けた事業者様には、事業者様の値引確認書類の提出後、支援金確定通知書とともに未記入の概算払精算書を支援金センターから事業者様にお送りし、事業者様で記載してご提出いただきました。
- ・第6期では、交付申請や実績報告書等と同様に、WEB上での提出を可能とします。
また、郵送での提出をご希望の場合も、郵送での交付申請等と同様に、特設ホームページから概算払精算書をダウンロードし、記載して郵送してください。したがって、支援金センターによる概算払精算書の送付は行いません。